

避難所における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン

- 本書は、避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策についての標準的な事項をまとめたものです。
- 愛知県避難所運営マニュアル(本編)と併せ、本書を参考に地域の実情に合ったマニュアルを作成してください。
- 内容は、今後の新たな知見などにより随時見直します。

令和2年7月(第1版)

愛知県防災安全局防災部災害対策課

○本編

第1章 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防のために

第2章 感染防止対策と分散避難のあり方について	1
1 多様な避難形態（分散避難）について	3
2 避難する前に準備すること	5

第3章 事前に準備しておくこと

1 施設管理者との打ち合わせ	6
2 避難所のゾーニング	7
(1) 避難所全体のゾーニング	7
(2) 一般避難者のゾーニング	8
(3) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング	9

第4章 初期期（災害発生日）の対応

1 避難所の受け入れ準備	10
(1) 避難所のゾーニングの実施	10
(2) 避難所資機材の設置	11
2 避難者の受付	12
(1) 事前受付の設置	12
(2) 事前受付スタッフの準備	12
(3) 事前受付における避難者の受付	12
(4) 個別受付の設置	14
(5) 個別受付スタッフの準備	14
(6) 個別受付における避難者の受付	14
3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	15
(1) 状態や数を確認	15
(2) 配給	16
4 定期的な換気	16
5 ゴミの分別・管理	16
6 避難所内の感染防止ルールの徹底	17
7 濃厚接触者等を受け入れた場合の市町村災害対策本部への連絡	17

第5章 展開期以降（2日目～）の対応

1 定期的な健康管理の実施	18
○帰国者・接触者相談センター連絡先	19
2 感染症が疑われる場合の対応の確認	20
3 運営スタッフの感染防止対策	21
4 濃厚接触者等への対応	22
5 衛生環境の整備（消毒、清掃、洗濯）	23
(1) 居住スペース	23
(2) トイレ	23
(3) シャワー・風呂	24
(4) 洗濯	24

第6章 撤収期（ライフライン回復時）の対応

1 避難所の統合・閉鎖準備	24
2 避難所の閉鎖	24

○参考資料

・様式集

避難所でのルール	25
受付時健康状態チェックリスト	29
健康状態チェックシート	30
傷病者及び体調不良者名簿	31
避難所の設備、備蓄物資一覧表	32

・資料集

非常品持ち出し品リスト	37
トイレの清掃当番がやること	38
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）	39
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）	40
発熱・咳当のある人や濃厚接触者専用のレイアウト	41
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）	42

第1章 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防のために

1 避難者の健康状態の確認

- 避難所への到着時の健康状態の確認は、発熱、咳などの兆候・症状の有無や濃厚接触者かどうかについて、避難所に到着した受付時に実施します (p. 12)。
- そのため、事前受付を設け、検温・健康状態をチェックし、該当者は専用スペースの各受付へ案内します (※自覚症状がある者は直接専用スペース受付へ)。
- また、避難生活開始後も、定期的に健康状態の確認を実施します (p. 16)。

2 手洗い等の適切な感染防止対策の徹底

- 避難所全てのスタッフと避難者が適切な感染防止対策を行うことで、感染症伝播を減らすことができます。
- 感染を予防するには手洗いが重要で、石鹸と流水で手を洗うことが最も良い方法ですが、断水など、水が入りできない場合には、手指消毒薬を使用します (p. 17)。
- また、避難者同士が接触する場合の予防策として、避難所内でのマスクの着用などの咳エチケットを徹底し、人と人の間隔は、できるだけ2 m (最低1 m) 空けることを意識して過ごします。

3 避難所の衛生環境の確保

- 避難所の衛生環境を保つために、定期的に、目に見える汚れがあるときは洗剤や消毒薬を用いて清掃します (p. 23)。
- 居住スペースは、避難者各自が定時に掃除するよう生活ルールを定めるとともに、共用スペースや避難所周辺エリアは、避難者が交代制で定期的に清掃します。

- 清掃・消毒、ゴミ処理、洗濯などを実施する際、感染症対策として、マスク、フェイスシールド※、使い捨て手袋などを状況に応じて適切に着用します (p. 21)。

※目を覆うことができるもの (ゴーグル、シュノーケリングマスク等も可)

4 十分な換気の実施、スペースの確保等

- 避難所内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるようにします。
- 換気は、気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに実施し、換気の時間はルールを決めて行います (p. 16)。
- また避難所内のスペースは家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整するとともに、家族間の寢床の距離を1 m以上あけます (p. 8)。

5 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

- 発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者は専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。
- 同じ兆候・症状のある者を同室にすることは、新型コロナウイルス感染症を想定した場合は望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をします (p. 9)。
- 専用スペースやトイレは一般の避難者とは空間(ゾーン)、通路(動線)を分けます。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある人について、それぞれの人權に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を、避難者及び運営スタッフに周知徹底します。

第2章 感染防止対策と分散避難のあり方について

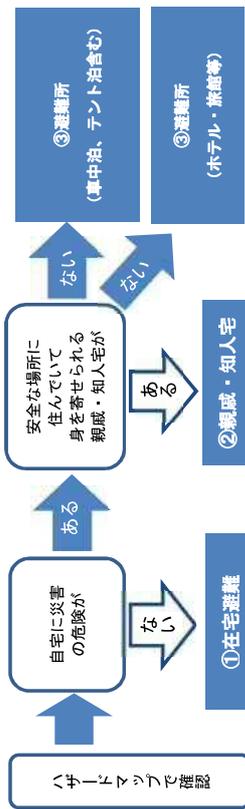
1 多様な避難形態（分散避難）について

避難所における過密抑制対策として、分散避難を実施していくことは、新型コロナウイルス感染症防止の観点から有効な対策です。

分散避難とは、下記の順番で避難先を検討していきます。

- ① 在宅避難：住民がハザードマップで自宅の安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅に留まる。
- ② 縁故避難：自宅にリスクがある場合、安全な「親戚・知人宅」に避難が可能であれば避難先とする。
- ③ 避難所避難：②の避難先がない場合は市町村が指定する避難所へ避難する（なお、市町村によってはホテルや旅館などを新たな避難所として確保している場合があります。）。

※感染症のリスクなどから、やむを得ず青空避難（車中泊やテント泊）を選択する場合があります。事前にその対応策（次頁）を検討しておく。



「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）」：新型コロナウイルス感染症と災害避難研究会より

<青空避難への対応策>

市町村では青空避難（車中泊やテント泊）をどのように考えるかを、事前に検討しておきましょう。

具体的には、市町村の車両保有台数や道路の幅、延長、公共空間の面積により、発災後に車が駐車場から道路に出てくることを許すかどうか、大渋滞を起した密集住宅地で火災が発生したらどうなるのか、公共空間に車を吸い込みきれいのかなどを想定します。

密集市街地を抱える市町村では、「車中泊やテント泊は自宅の敷地内のみ」というように、市町村がその地域性や想定災害をしっかりとイメージし、青空避難をどこまで許容するかを定め、事前に住民に周知、理解を求めておきましょう。

なお、やむを得ず青空避難を避難者が選択する場合、避難者の安全を確保するために、下記の対策を講じます。

- ・ 豪雨時は、車での野外の移動は危険であること、また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しておくことを周知する。
- ・ 車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて間隔を空けて確保し、夜間の安全確保のため照明のある場所が望ましい。
- ・ 市町村が車中泊のためのスペースを確保する場合には、食料等必要な物資の配布や、保健師等による健康診断が受けられる場所等の情報を車中泊の避難者に伝え、支援を受けられるように促します。また、物資の配布等を通じて車中泊の避難者の情報を把握できるようにします（「避難所以外の場所に滞在する人々に物資や情報を届けるための施設（在宅避難者等支援施設）を設置」（マニュアル（本編）p.16））。
- ・ エコノミークラス症候群の対策として、「エコノミークラス症候群を予防しましょう」（マニュアルレットp.3）を避難者等に配布し歩行や水分補給等を進めるなど、避難者への適切な支援を行う。
- ・ 車のように狭く気密な空間では、特に日中は短時間で車内の温度が上昇しやすく、熱中症の危険性が高くなるので車内に留まらないことが望ましい。
- ・ 車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を使用する等の工夫をする。
- ・ 車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまうため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を一人にさせないようにする。
- ・ 排気ガスによる一酸化炭素中毒やオーバーヒートを避けるため、夜間寝るときにエンジン、エアコンをつけたままにすることは、避けるようにする。

2 避難する前に準備すること

避難所での受付の混雑や滞留を防止するため、事前に、**避難所利用者登録票（マニュアル様式集 p.12）、受付時健康状態チェックリスト（p.29）**を配布の上、避難所へ避難する際には、記入したものを持参してもらえらるようによにします。

避難所ではマスク、体温計など、感染症防止対策として有効な備蓄が十分で無い場合もあることから、**非常持ち出し品リスト（p.37）**を確認し、避難する際には自ら携行するよう周知します。

第3章 事前に準備しておくこと

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となつており、避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要です。

特に、避難所において発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者を受け入れることとなる場合、個室スペースの確保など、事前に準備しておくことが不可欠となります。

1 施設管理者との打ち合わせ

- 避難所の過密抑制の対策として、従来の体育館などの避難所スペースの他、教室や会議室なども活用して、広いスペースを居住スペースとして利用できるよう、施設図面などを活用し施設管理者と協議する。
- 発熱や咳などの症状がある者、濃厚接触者は空間（ゾーン）や出入り口、通路（動線）が区別できるかどうかを確認する。
- **避難所の設備、備蓄物資一覧表（p.32～）**を参考に、避難所運営に新たに必要となる感染防止対策資機材の数、保管場所、使用上の注意などを確認する。

避難所における感染防止対策として必要な主な資機材	
避難者用	マスク、アルコール手指消毒液、体温計 除菌用アルコールティッシュ、ハンドソープ
受付用	非接触型体温計、フェイスマスク、ビニールシート、 固定用ポール、マスク、アルコール手指消毒薬
清掃用	タオ、ペーパータオル、新聞紙（吐物処理用）、家庭用 洗剤、次亜塩素酸ナトリウム（ハイターなど）、カップ、 使い捨て手袋（ビニール袋も可）、ゴミ袋、バケツ、スプ レー容器、
設備用	簡易トイレ（凝固剤式）、段ボールベッド（簡易ベッド）、 パーテーション
その他	ラップ、ポリ袋、レジ袋、ジップロック袋、蓋付きゴミ箱 （足踏み式）

2 避難所のゾーニング

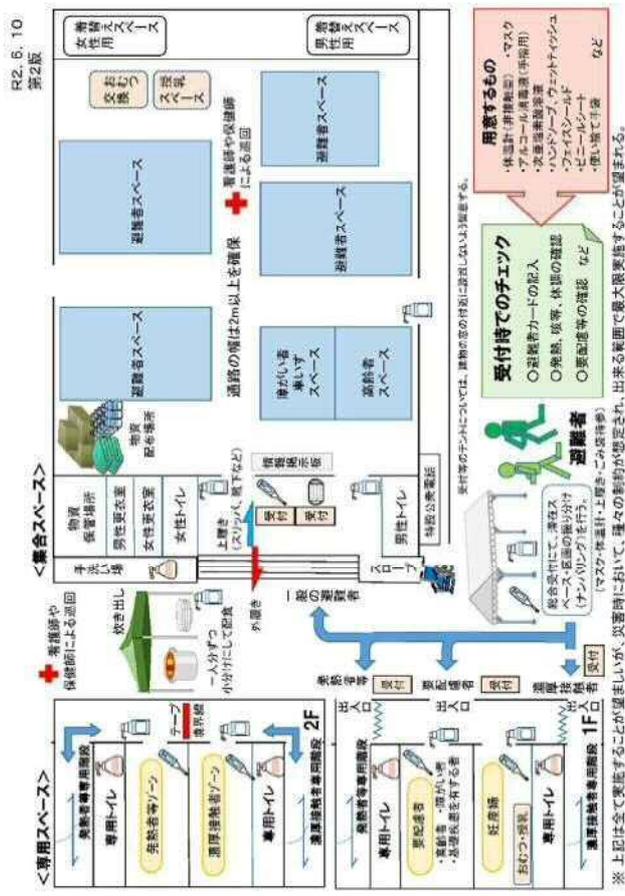
(1) 避難所全体のゾーニング

- 施設管理者と協議し、避難所として利用可能となった場所に基づき、以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所を決める。
- 施設管理者と相談し、次頁及びレイアウト(例)(p.39)を参考に場所を指定する。
- ゾーニングは、専門家(感染症専門医や保健所など)の確認を受けることが重要で、事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにする。

<感染症対応時のゾーニングのポイント>

受付	事前受付(事前検温や健康チェック)と各一般受付(一般避難者、発熱や咳などの症状がある者、濃厚接触者、要配慮者など)を設置し、各受付で避難者が滞留し、密にならないように配置する。
避難所出入口	できる限り密になりにくい場所を設定し、可能であれば出口と入り口を分ける。
通路の確保	通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。 車いすも通れるよう幅 130cm 以上(できれば 2m 以上)の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようになる。
個室管理(配慮すべき人を優先的に受け入れる場所)及び動線の検討	発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者のほか、感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する方の専用スペース、障がい者、妊産婦などを受け入れる要配慮者スペースや個室などの場所を検討し、予め指定する。また、一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などのある者の通路(動線)をそれぞれ分ける。

※食事スペースは飛沫感染を防ぐため、できる限り占有スペース内での食事を行うことが望ましい。

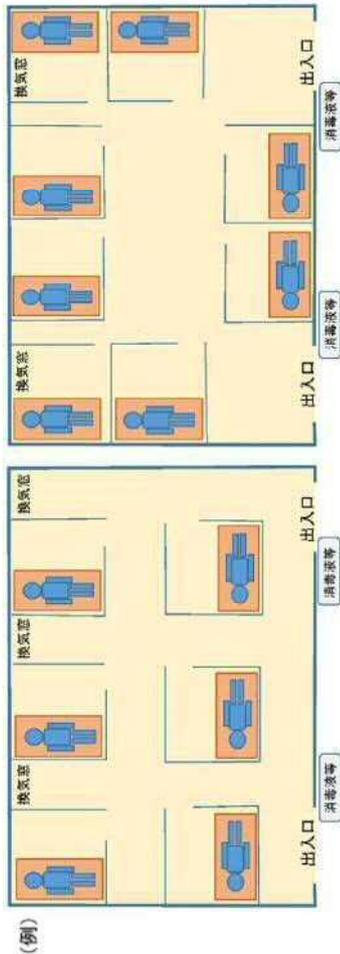


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について(内閣府(防災担当))」より

(2) 一般避難者のゾーニング

- 次頁及びレイアウト(例)(p.40)を参考に、一家族が、目安で3m × 3mの1区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 1区画(一家族)の距離は1~2m以上空け、個人間の距離も1m以上空ける。
- 個別スペースの割振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況などを考慮した割振りに配慮する。
- 避難所管理や個人情報保護の観点から、区画に番号を振る。
- 駐車スペースのある避難所ではペット同伴やプライバシー確保など様々な理由により車中泊を選択される避難者がおり、感染症対策として受付の際に車と車の間のスペースを十分取るよう案内する。



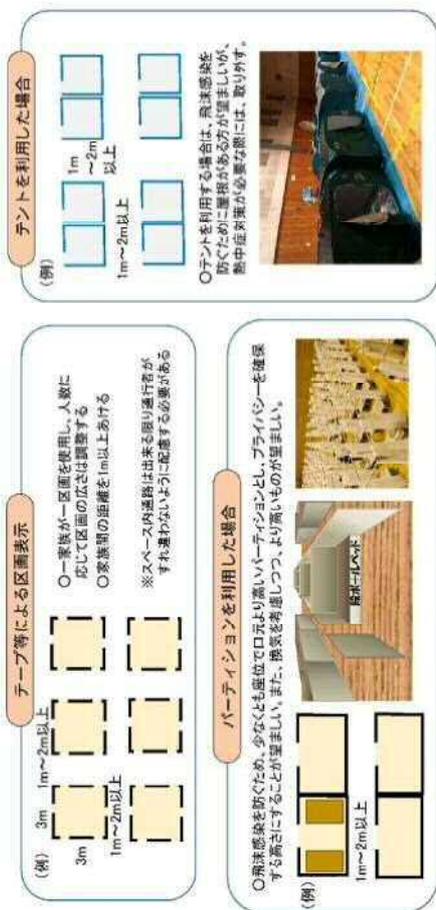
発熱・咳など症状がある者や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について (内閣府 (防災担当))」より

第4章 初動期(災害発生当日)の対応

1 避難所の受け入れ準備

- (1) 避難所におけるゾーニングの実施
- ゾーニングに基づいた適切な動線管理や物品の管理を行うことが感染予防となる。
 - 専用スペースと居住スペースの間にはテープやパーテーション、表示板などでわかりやすく境界線を設置し、避難者が行き来しないようにする。
 - 可能な限り出入口・トイレ・手洗い場を分け、体調不良者その他の避難者の動線が交わらないようにする。
 - 別々の動線の確保が難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をした上で、兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用は避ける。



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について (内閣府 (防災担当))」より

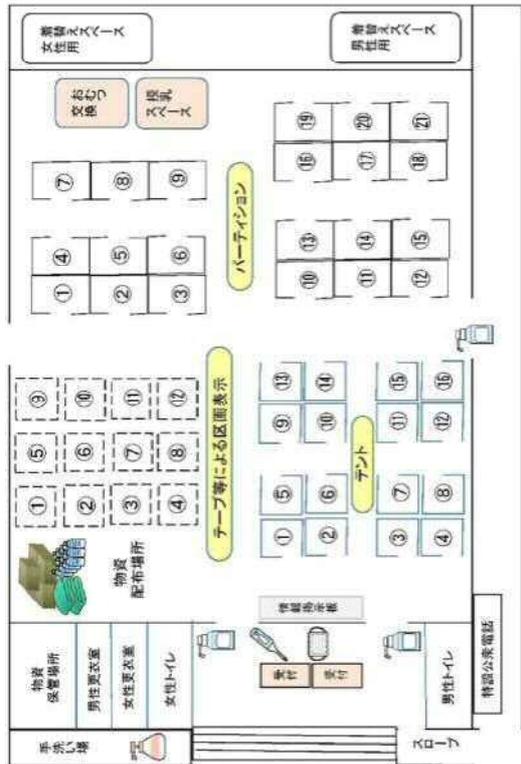
(3) 濃厚接触者等を受け入れる場所のゾーニング

- 発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者は、可能な限り個室対応とします。換気できる部屋であることが必須条件です。
- 個室対応が難しい場合は、パーテーションで区切るなど、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできるだけ確保する。
- 一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などの症状がある者の空間(ゾーン)はそれぞれ分ける。
- 発熱・咳等の症状がある者同士を同室にする場合で、濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合は、次頁及び「レイアウト(例)(p.41)」に示すレイアウト(例)を参考する。
- なお、当該避難所で十分な個室管理ができない場合には、市町村防災担当に相談し、別の施設での濃厚接触者等の対応を依頼する。

(2) 避難所資機材の設置

- 下図及びレイアウト(例)(p.42)を参考に、各ゾーンにパーテーションや段ボールベッドなどの簡易ベッドなどを設置する。
- 避難者や運営スタッフのため、専用スペースや動線の分かる案内板を用意する。
- 手指消毒薬を設置する。

設置における留意事項	
パーテーション	飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高く設置。
テント	複数を接して配置する場合は、接した面にテント通気口などの空気の出入り口が無いようにする。飛沫感染を防ぐため屋根がある方が望ましいが、熱中症対策のため必要に応じて取り外す等の対策を講じる。
区画表示	メジャールーム、養生テープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示する。テープ等による区画表示やパーテーション、テントを利用する場合は、番号を付し、誰がどの区画に滞在しているか分かるように管理する。



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について(内閣府(防災担当))」より

2 避難者の受付

(1) 事前受付の設置

- 発熱や咳などの症状のある方や濃厚接触者を早期に把握するため、一般受付の前に、事前受付を設置する。
- 事前受付には、避難者との間にクリアフェンス(ビニールシート)、手指消毒液、非接触型体温計、マスク(持参しなかった人用)を用意する。
- 体温計を持参してこなかった場合は、避難所の非接触型体温計での検温が望ましいが、接触型の体温計を利用する場合は毎回消毒する。
- 避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、検温、受付時健康状態チェックリスト(p.29)の提出など、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- スペースに余裕がなく、事前受付を設置することができない場合は、一般受付で避難者の間隔を確保するなど必要な対策を検討する。
- 間隔(2m)を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定する。

(2) 事前受付スタッフの準備

- 受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド(複数の避難者に介護や介助等、密接して対応する際)を着用する。
- 複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごと、手指消毒を徹底する。
- 受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらいよう、人権を尊重した対応についての教育などを実施する。
- 検温や健康チェックなど、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練などにより、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。

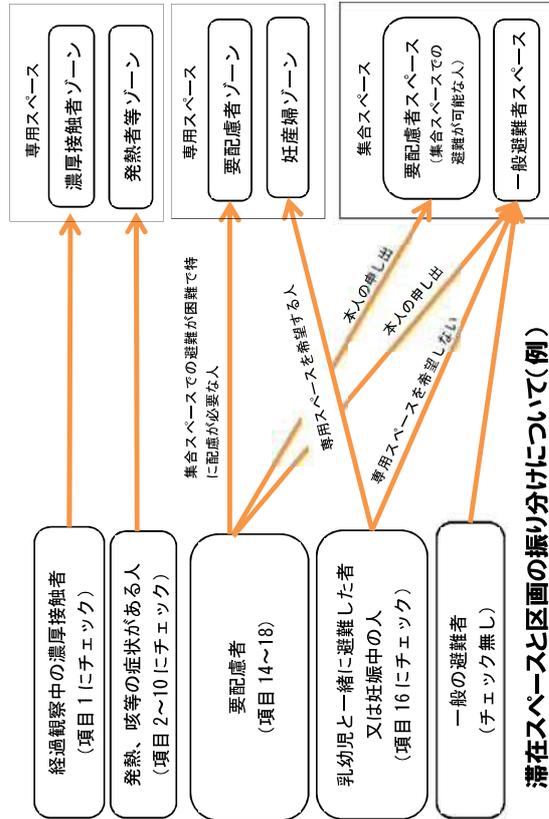
(3) 事前受付における避難者の受付

ア. 検温・健康状態のチェック

- マスクを持参してこなかった者には事前受付時にマスクを配布する。
- 避難者ごとに、受付時健康状態チェックリスト(p.29)を記入するとともに、持参した体温計による検温結果を記入する。
- 接触型の体温計による検温は受付混雑の要因となるため別室での対応が望ましい。

イ. 避難者の振り分け

- 受付時健康状態チェックリスト(p.29)の記入事項と本人・家族からの聞き取りにより、下記(例)を参考に、避難所内のどの部屋・スペースに割り振るのかを決める。
- 専用スペースへ割り振る避難者については、必要に応じて、受付スタッフが各一般受付まで案内する。



滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

受付時 健康状態チェックリスト

- あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？
- 普段より熱っぽく感じますか？
- 呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？
- においや味を感じないですか？
- せきやたん、のどの痛みはありますか？
- 全身がだるいなどの症状はありますか？
- 吐き気がありますか？
- 下痢がありますか？
- からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？
- 目が赤く、目やにが多くないですか？
- 現在、医療機関に通院をしていますか？(症状:)
- 現在、服薬をしていますか？(薬名:)
- そのほか気になる症状はありますか？
- ※「はい」の場合、具体的に記入ください
- 避難所での行動に際し、介助や介助が必要ですか？
- 避難所での行動に際し、配慮を要する時がありますか？
- ※「はい」の場合、詳しい内容を記入ください
- 乳幼児と一緒にですか？(妊産婦も含む)
- 呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？
- ※「はい」の場合、具体的に記入ください
- てんかんはありますか？

(4) 個別受付の設置

- 事前受付から割り振られた避難者が、各滞在スペースに避難するための個別受付(一般避難者、濃厚接触者、発熱や咳などの症状がある者、要配慮者など)を設置する。
- 個別受付には、避難者との間にクリアアフェンス(ビニールシート)(なければフェイスマスクを着けるか、避難者と運営スタッフとの間を2m以上空ける)、手指消毒液を用意する。
- 避難者が受付で滞留しないよう、手指消毒、**避難所利用者登録票(マニュアル様式集 p.12)**の提出など、動線を事前に検討し、受付手順やレイアウトを工夫する。
- 事前受付時に、避難所の非接触型体温計での検温を実施した場合は、発熱や咳などの症状がある者などに対し、必要に応じて、接触型の体温計で再度、検温を実施する。
- 接触型の体温計を利用した場合は毎回消毒を実施する。
- 間隔(2m)を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定する。

(5) 個別受付スタッフの準備

- 受付スタッフは、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド(必要に応じて)を着用する。
- 複数の人が使う体温計の消毒や検温担当者の検温ごとの手指消毒を徹底する。
- 受付スタッフには、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを理解してもらおう、人権を尊重した対応についての教育などを実施する。
- 検温など、受付時の手順が従来よりも増えるとともに、避難者の滞留を抑止するための体制強化が必要となるので、訓練などにより、受付手順やスタッフの人数の確認を事前に行っておく。

(6) 個別受付における避難者の受付

- **避難所利用者登録票(マニュアル様式集 p.12)**をもとに、避難所利用者の人数や世帯数(避難所外避難者を含む)を把握する。
※登録票は、受付混雑時には滞在スペースで記入してもらい、後ほど回収する。
- 個別スペースの割振りの際は、お住まいのコミュニティ、性別、要配慮者の状況などを考慮した割振りに配慮する。

3 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 状態や数を確認

- 避難所の設備、備蓄物資一覧表(p. 32～)を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する。
- 足りない分は物資依頼伝票(マニュアル様式集 p. 30)や食料依頼伝票(マニュアル様式集 p. 34)で、市町村災害対策本部に要請する。

(2) 配給

- 物資を配布する前後に清掃、机の消毒(次亜塩素酸ナトリウムを使用)を徹底する。
- 配布スタッフは、作業前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク、使い捨て手袋を着用する。
- 配食場所にもクリアフェンス(ビニールシート)を設置し、利用者の「組」ごとに配給するなど順番制にする。

<配給の注意>

- ・食品は床から30 cm以上の高さで保管する。
- ・一人分ずつ小分けにして配食する。
- ・容器や食器は使い捨てを使用する。調達ができなければ食器をラッピングするなどの工夫をする。
- ・発熱、咳などの症状がある者や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とする。

<食事の際の注意>

- ・避難者が食事する際、手洗いや手指消毒を徹底するよう周知する。
- ・食事は、飛沫感染を防ぐため、できるだけ居住スペース内とするが、食事スペースを設置する場合には順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底するなどの工夫をする。
- ・食後の食べ残しや使い捨て容器は、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、スタッフが回収する。

4 定期的な換気

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- 窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

5 ゴミの分別・管理

- 感染症対策として、普通廃棄物(一般ゴミ)と感染性廃棄物(マスクなど)は分けるようにする。
- 感染性廃棄物はゴミ袋を2重にする。
- ゴミ箱は蓋を触らず捨てられる、足踏み式を可能な限り準備する。
- ゴミ処理を行う際は、掃除用手袋とマスク、フェイスシールド、長袖ガウンを着用する。

感染性廃棄物の主なもの

- 使用済みのマスク ティッシュ 使い捨て手袋
- 発熱・咳等の症状がある人の容器

ごみの捨て方

- ① ゴミ箱にごみ袋をかぶせませず、いつはいになる前に早めにごみ袋をしっかりと縛ります。
- ② マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりと縛ります。
- ③ ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗ってください。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いにある方の使用済みマスク等の捨て方

「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方(環境省)」より

6 避難所内の感染防止ルールの徹底

- 感染症防止のための以下の（例）を参考に、ルールを決め、掲示板などに**避難所でのルール (p.25)**を貼り出すなど、ルールを周知する。

＜感染症防止のために決めた方がよいルール（例）＞

- ・ 常時マスクの着用や、手指の消毒を徹底する。なお、気温が高い場合はこまめに水分補給。
- ・ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 毎日の体温・体調の確認
- ・ トイレにふたがある場合、トイレのふたを閉めて流す。
- ・ 掃除当番（トイレ清掃等）
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄
- ・ 靴はビニール袋に入れて各自で保管

7 濃厚接触者等を受け入れた場合の市町村災害

対策本部への連絡

- 発熱や咳などの症状がある者や濃厚接触者などを受け入れた場合、**避難所状況報告書（初動期）（マニュアル様式集 p.28）**とともに、**傷病者及び体調不良者名簿 (p.31)**を用い、FAX、電話、伝言などで、市町村災害対策本部に連絡する。

第5章 展開期以降(2日目～)の対応

1 定期的な健康管理の実施

- 避難者の健康状態を把握するため、**健康状態チェックシート (p.30)**により体温測定（朝・昼・夜）と症状のセルフチェックを実施する。
- 体温計を持参していない避難者に対して、セルフチェックができるよう、体温計や手指消毒液などのコーナーを設ける。
- セルフチェックの結果、下記の【感染を疑う症状】に該当する場合は専用スペース（個室）に案内の上、安静にさせる。
- また、帰国者・接触者相談センター（次ページ）に電話により相談するとともに、**傷病者及び体調不良者名簿 (p.31)**を用い、FAX、電話などで、市町村災害対策本部に連絡する。

【感染を疑う症状】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 特に、下記に該当するような健康状態の急変については、素早く察知できるように留意する。

【緊急性の高い症状】※は家族等が以下の項目を確認した場合

表情・外見	<input type="checkbox"/> 1 顔色が明らかに悪い※ <input type="checkbox"/> 2 唇が紫色になっている <input type="checkbox"/> 3 いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	<input type="checkbox"/> 4 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） <input type="checkbox"/> 5 急に息苦しくなった <input type="checkbox"/> 6 日常生活の中で少し動くと息がある <input type="checkbox"/> 7 胸の痛みがある <input type="checkbox"/> 8 横になれない、座らないと息ができない <input type="checkbox"/> 9 肩で息をしている、ゼーゼーしている <input type="checkbox"/> 10 ぼんやりとしている（反応が弱い）※ <input type="checkbox"/> 11 もうろうとうとしている（返事がない）※ <input type="checkbox"/> 12 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする
意識障害等	

新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（厚生労働省）」より

○帰国者・接触者相談センターの連絡先

開設時間 平日：午前9時から午後5時まで
夜間・土、日、祝日：オンコール（24時間）体制

保健所名	電話番号	所管区域
一宮保健所	0586-72-1699	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189	春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499	清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299	西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市

※保健所設置市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）も同様の対応を実施。

2 感染症が疑われる場合の対応の確認

- 定期的な健康管理の実施などにより、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、下記のとおり保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡の上、指示を仰ぐ。

【感染を疑う方】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

